

令和3年分 確定申告 令和4年度分 市県民税申告のお知らせ

～かんたん！申告チェック～ (P1) を参考に、申告が必要な方は期間内に申告をお願いします。

- * 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定（軽減措置等）の資料になります。収入がなかった人についても、申告書裏面右下『参考事項』に生活状況等を記入のうえ提出をお願いします。
- * 申告がない場合、保育所入所、公営住宅入居、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明書等の各種証明を発行することが出来ませんのでご注意ください。

会場

鹿島市役所 5階 大会議室（全地区対象）
※各地区公民館での申告相談は行いません。

日程・番号札配布

申告相談には受付番号札が必要です。番号札は事前に配布（受付）します。

申告相談日（平日のみ）	受付時間	定員/日	受付番号札	
			窓口配布	電話予約
2/16～2/28	9時～15時	150人	○（可）	×（不可）
3/1～3/15	9時～15時	150人	○（可）	○（可）
2/20（日曜受付）	9時～12時	80人	○（可）	×（不可）

事前配布・予約

《窓口での番号札配布》（全日程分）		《電話での予約》（3/1～3/15相談分）	
期間	2/2（水）～相談日前日	期間	2/16（水）～相談日前日
時間	平日8:30～17:15	時間	平日8:30～17:15
場所	鹿島市役所 税務課窓口	電話番号	(0954) 63-2118

- ①番号札配布や電話予約の際は、あらかじめ相談希望日を決めておいてください。
- ②電話予約の方には、当日会場で番号札をお渡しします。
- ③事前配布で定員に達しなかった残りの番号札は、当日8:30に会場前に設置します。
- ④番号札配布状況は市ホームページに掲載します。
- ⑤日曜受付時には、番号札の事前配布および電話予約はできません。

注意事項

- ①感染症予防の観点からも、ぜひ自宅からパソコン・スマートフォンによる確定申告（e-Tax）をご利用ください。
- ②市県民税申告を行う方は、市ホームページから申告書の作成が可能です。
- ③確定申告書・収支内訳書様式は、市役所税務課および各地区公民館に用意しています。
- ④ご自身で申告書を作成され、申告相談が不要の方は、上記期間内に1階税務課窓口へ提出してください。
- ⑤当日の相談受付状況を、電話でお知らせする予定です。詳しくは広報かしま2月号をご覧ください。
- ⑥確定申告の青色申告及び消費税申告は、市役所での受付は行っていませんので、税務署等での申告をお願いします。

問合せ先

鹿島市役所 税務課 課税係

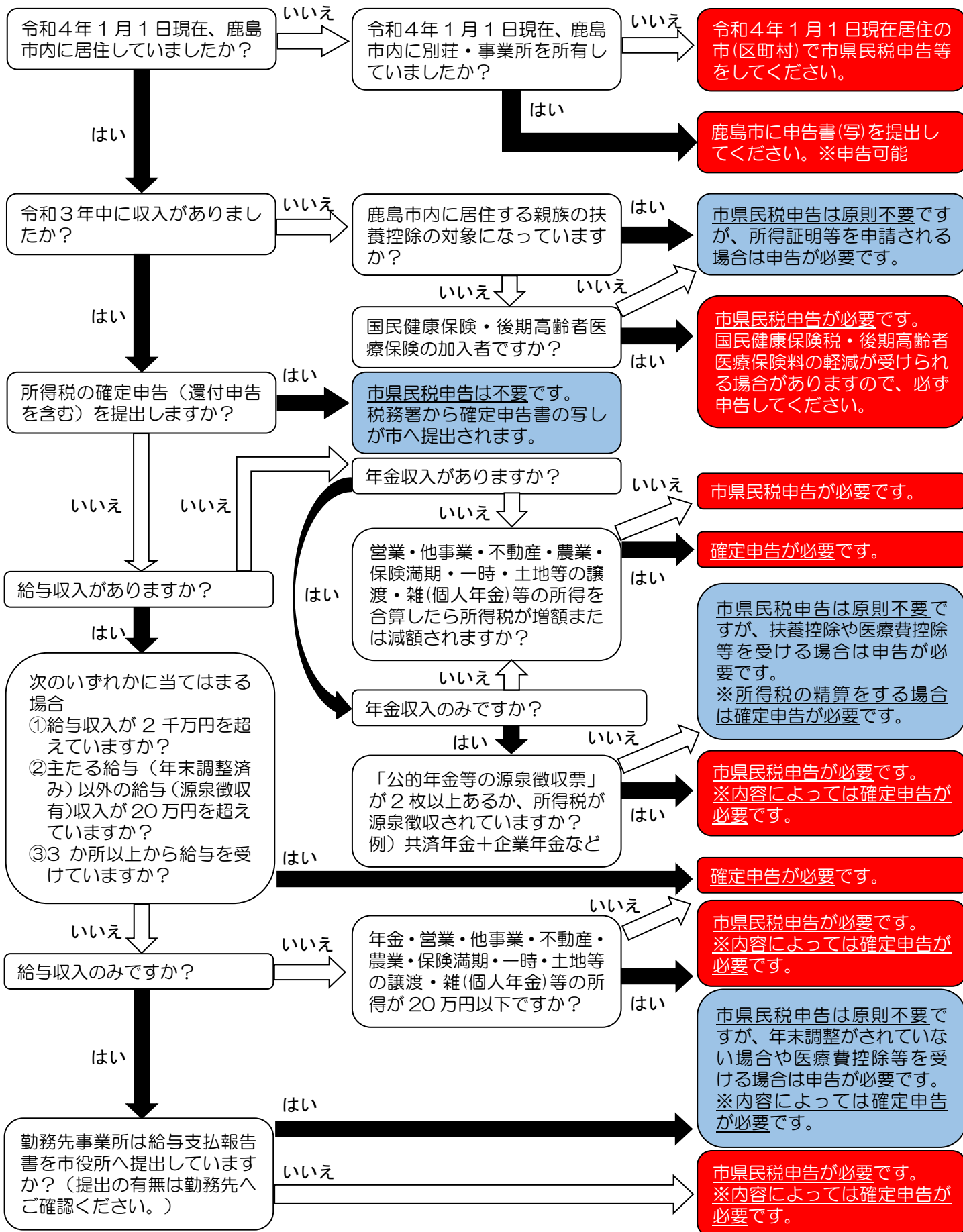
TEL (0954) 63-2118 直通

わたしは申告が必要??

(市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

～ かんたん! 申告チェック ～

市県民税等の申告が必要であるか、次の図で確認してください。



申告が必要な人

1	令和4年1月1日現在、鹿島市に居住していた人（令和4年1月2日以降に鹿島市外へ転出した人を含みます。）で、令和3年1月から12月までに収入があった人
2	令和4年1月1日現在、鹿島市に居住していなかった人（令和4年1月2日以降に鹿島市内へ転入した人を含みます。）で、事務所等を所有しており、事業収入があった人
3	給与所得者で給与のほかに所得（営業、農業、不動産、配当、雑、一時等）があった人 ※給与以外の所得が20万円以下…市県民税申告、20万円超…確定申告
4	令和3年1月から12月までに会社を退職し、再就職していない人
5	2ヶ所以上の会社から給与等の支払いを受けている人
6	勤務先から鹿島市へ「給与支払報告書」が提出されていない人
7	給与が日給等により支払われ、所得税が源泉徴収されていない人
8	勤務先で年末調整ができなかった人、または医療費控除等の各種控除を受ける人
9	土地や建物等を譲渡したことにより収入があった人

申告をする必要がない人

1	令和3年分の確定申告書を税務署へ提出した人や提出する予定である人
2	給与所得のみで、勤務先から鹿島市へ「給与支払報告書」が提出されている人
3	令和3年中の収入が公的年金のみで、その収入金額が次に該当する人 ① 昭和32年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）で、収入が 1,480,000円以下の人 ② 昭和32年1月2日以降に生まれた人（65歳未満）で、収入が 980,000円以下の人

申告に必要なもの

1	マイナンバーカードまたは通知カード（通知カードの場合は運転免許証等の本人確認書類）
2	令和3年中の収入がわかる資料 ① 給与所得者は「源泉徴収票」または「給与の支払証明書」（いずれも令和3年分） ② 公的年金所得者は「公的年金等の源泉徴収票」（令和3年分） ③ 事業（営業等、不動産）所得者は収入・経費の領収書、帳簿書類等および収支内訳書 ④ 農業所得者は収入・経費の領収書、帳簿書類等、営農通帳等および収支内訳書 ⑤ 一時所得又は雑（個人年金等）所得者は支払証明書 ⑥ 譲渡所得者は売買契約書、売買金額が記載された書類および取得費がわかる書類
3	控除に必要な資料 ① 社会保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書等 ② 雑損控除、寄附金税額控除を受ける人は証明書または領収書 ③ 医療費控除を受ける人は、個人別・病院別に集計し、生命保険で補てんされた金額等（高額療養費や高額介護合算療養費を含む）を記載した「医療費控除の明細書」 ※医療費の領収書は5年間自宅で保管する必要があります。 ④ 勤労学生控除を受ける人は、学校の在学証明書
4	その他 ① 所得税の還付申告の場合は、申告者本人名義の銀行等の通帳 ② 確定申告お知らせハガキ（税務署から確定申告の案内が送られてきた人）

収入・所得金額

申告書欄	所得の種類	内 容
①	営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、運輸業、修理業、サービス業などの営業による所得及び医師、弁護士、作家、大工、保険外交、漁業などの事業による所得（農業以外の事業）です。
②	農業	田、畑、果樹、養豚、養鶏などにより生じる所得です。
③	不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸地、貸店舗などにより生じる所得です。

* 営業等所得がある人は収支内訳書（一般用）、農業所得がある人は収支内訳書（農業用）、不動産所得がある人は収支内訳書（不動産用）を提出してください。

④	利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配等による所得です。所得税において源泉分離課税となったものは、申告の必要はありません。
⑤	配当 (総合課税)	株主や出資者が法人から受ける余剰金の配当や、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）、特定受益証券発行信託の収益の分配等の所得です。 (※) 上場株式等の配当等（大口株主を除く）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。
⑥	給与	給料、賃金、賞与、俸給などによる所得です。 給与所得金額の計算については、P4「表 1 給与所得金額速算表」をご覧ください。
⑦	雑（年金）	恩給、公的年金などによる所得です。（P8 参照） 所得金額の計算については、P4「表 2 公的年金等所得金額速算表」をご覧ください。
⑧	雑（業務）	原稿料、講演料又はネットオークション等を利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得です。
⑨	雑（その他）	互助年金、個人年金契約に基づく個人年金（※）などによる所得です。（P8 参照） (※) 相続、遺贈または個人からの贈与に係る生命保険契約等に基づく年金の計上にはご注意ください。
⑩	総合譲渡	土地や建物以外の資産（自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権、漁業権等）の譲渡による所得です。 短期・・・その資産の保有期間が5年以下であったもの 長期・・・その資産の保有期間が5年を超えるもの ※特別控除額は50万円です。
⑪	一時	賞金・懸賞当せん金品、競輪等の払戻金、生命保険金の満期保険金などによる所得です。（P8 参照） ※特別控除額は50万円です。

* 土地や建物等の譲渡、山林所得、先物取引などによる所得がある人は申告書が異なります。

事業専従者に関する事項

事業専従者	<p>事業主の方と生計を一にする配偶者または15歳以上の親族が、1年を通じて6ヶ月を超える期間その事業にもっぱら従事した人がいる場合、所得の計算上必要経費にできる控除額は次のとおりです。</p> <p>専従者控除額（イ）か（ロ）のうち低い方の金額</p> <p>（イ）配偶者の場合・・・860,000円 配偶者以外の場合・・・500,000円</p> <p>（ロ）（不動産所得＋事業所得＋山林所得）÷（事業専従者の数＋1）</p>
-------	---

表1 給与所得金額速算表（給与収入がある人の収入金額からの速算表です）

給与等の収入金額の合計 (A)	給与所得の金額	
1円 ~ 550,999円	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円	(A) - 550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満切り捨て	(B) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円		(B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 ~	(A) - 1,950,000円	

表2 公的年金等所得金額速算表（公的年金を受給されている人の収入金額からの速算表です）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (C)	公的年金等の所得金額
65歳未満の方	1円 ~ 600,000円	0円
	600,001円 ~ 1,299,999円	(C) - 600,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ~	(C) - 1,955,000円
65歳以上の方	1円 ~ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ~ 3,299,999円	(C) - 1,100,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ~	(C) - 1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超える場合は計算が異なります。

下記のいずれかまたは両方に該当する場合「所得金額調整控除」が適用されます。

- 給与収入が850万円を超え、自身、同一生計配偶者、被扶養者のいずれかが特別障害者である場合または23歳未満の被扶養者がいる場合（上限15万円）
- 給与所得と公的年金に係る雑所得の合計が10万円を超える場合（上限10万円）

土地や建物を売ったら・・・譲渡所得になります。詳しくは税務署（裏表紙参照）へお尋ねください。

土地や建物等の資産を売った年の1月1日における所有期間により長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分され、給与所得など他の所得と区分（分離課税）してそれぞれ税金が計算されます。

〈譲渡所得にかかる税額の計算式〉

	所有期間	R3年中に売った場合
短期譲渡所得	5年以下	H28.1.1以降に取得
長期譲渡所得	5年以上	H27.12.31以前に取得

譲渡所得

$$\text{収入金額 (売買金額)} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得}$$

所得から差し引かれる金額

※表内の各控除額は「市県民税」の額ですので「所得税」とは異なります。

申告書欄	各種控除	要件	提出書類及び必要証明書等の有無↓																								
⑬	社会保険料控除	あなたや生計を一にするあなたの家族（親族）が負担することとなっている国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金・農業者年金等をあなたが支払った場合は、支払額の全額	証明 (領収)																								
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金または確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金をあなたが支払った場合は、支払額の全額	証明 (領収)																								
⑮	生命保険料控除	<p>一般生命、個人年金、介護医療保険料について、それぞれ下記の計算式で求めた控除額の合計額（限度額 70,000 円）</p> <p>(1) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約（旧契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間の支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料</td> <td>15,000 円以下</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001 円 ~ 40,000 円</td> <td>支払金額×0.5 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,001 円 ~ 70,000 円</td> <td>支払金額×0.25+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,001 円</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約（新契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間の支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料</td> <td>12,000 円以下</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円 ~ 32,000 円</td> <td>支払金額×0.5 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円 ~ 56,000 円</td> <td>支払金額×0.25+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合 (1)(2)のそれぞれで計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）</p>	区分	年間の支払保険料の合計	控除額	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000 円以下	支払金額の全額	15,001 円 ~ 40,000 円	支払金額×0.5 + 7,500 円	40,001 円 ~ 70,000 円	支払金額×0.25+17,500 円	70,001 円	35,000 円	区分	年間の支払保険料の合計	控除額	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000 円以下	支払金額の全額	12,001 円 ~ 32,000 円	支払金額×0.5 + 6,000 円	32,001 円 ~ 56,000 円	支払金額×0.25+14,000 円	56,001 円	28,000 円	証明
区分	年間の支払保険料の合計	控除額																									
一般生命保険料 個人年金保険料	15,000 円以下	支払金額の全額																									
	15,001 円 ~ 40,000 円	支払金額×0.5 + 7,500 円																									
	40,001 円 ~ 70,000 円	支払金額×0.25+17,500 円																									
	70,001 円	35,000 円																									
区分	年間の支払保険料の合計	控除額																									
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000 円以下	支払金額の全額																									
	12,001 円 ~ 32,000 円	支払金額×0.5 + 6,000 円																									
	32,001 円 ~ 56,000 円	支払金額×0.25+14,000 円																									
	56,001 円	28,000 円																									
⑯	地震保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間の支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)地震保険料</td> <td>50,000 円以下</td> <td>支払金額×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001 円以上</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(2)旧長期損害保険料</td> <td>5,000 円以下</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円~15,000 円</td> <td>支払金額×0.5+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円以上</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>(1)(2)の両方がある場合</td> <td></td> <td>(1)(2)のそれぞれの方法で計算した控除額の合計額 (限度額 25,000 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年間の支払保険料の合計	控除額	(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額×0.5	50,001 円以上	25,000 円	(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額の全額	5,001 円~15,000 円	支払金額×0.5+2,500 円	15,001 円以上	10,000 円	(1)(2)の両方がある場合		(1)(2)のそれぞれの方法で計算した控除額の合計額 (限度額 25,000 円)	証明						
区分	年間の支払保険料の合計	控除額																									
(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額×0.5																									
	50,001 円以上	25,000 円																									
(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額の全額																									
	5,001 円~15,000 円	支払金額×0.5+2,500 円																									
	15,001 円以上	10,000 円																									
(1)(2)の両方がある場合		(1)(2)のそれぞれの方法で計算した控除額の合計額 (限度額 25,000 円)																									
⑰	寡婦控除	<p>次の（イ）または（ロ）に該当する人（控除額 26 万円）</p> <p>（イ）夫と離婚後婚姻しておらず扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人</p> <p>（ロ）夫と死別後婚姻していない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人</p>	なし																								
⑱	ひとり親控除	<p>次の 3 つの条件をすべてに当てはまる人（控除額 30 万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実上婚姻関係と同様の条件にあると認められる一定の人がいないこと ・生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）がいること ・合計所得金額が 500 万円以下であること 	なし																								

申告書欄	各種控除	要件	提出書類及び必要証明書等の有無↓
①9	勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で、給与以外の所得が10万円以下の人のうち、下記のいずれかの学校の学生、生徒であること (控除額 26万円) ・学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校など ・国、地方公共団体、私立学校法の第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項に規定する法人、これらに準ずる一定の者により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの ・職業能力開発促進法の規定による職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの	在学証明
②0	障害者控除	あなたや、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合 ※障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合であっても適用を受けることができます。また、配偶者控除の適用がない場合も、あなたと同一生計であり、かつ合計所得48万円以下の場合、適用を受けることができます。 ○普通障害者 1人について (控除額 26万円) ○特別障害者 1人について (控除額 30万円) ○同居特別障害者 1人について (控除額 53万円)	手帳
②1	配偶者控除 ②との同時適用不可	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※控除額はあなたの所得及び配偶者の年齢に応じて違います。(P7表3参照)	なし
②2	配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 ※控除額はあなたの所得及び配偶者の所得に応じて違います。(P7表3参照)	なし
②3	扶養控除	あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ○一般扶養(平成18年1月1日以前の出生者) (控除額 33万円) ※16歳未満(平成18年1月2日以降の出生者)については扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定に用いますのでおれなく記入をお願いします。 ○特定扶養(平成11年1月2日から平成15年1月1日までの出生者) (控除額 45万円) ○老人扶養(昭和27年1月1日以前の出生者) (控除額 38万円) ○同居者親等(老人のうち同居している直系尊属) (控除額 45万円) ※住所が異なる(老人ホーム等の入所の場合)は「別居」、長期入院(医療型施設等)は「同居」となります。	なし
②4	基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下 (控除額 43万円) 2,400万円を超え、2,450万円以下 (控除額 29万円) 2,450万円を超え、2,500万円以下 (控除額 15万円) 2,500万円超 (控除なし)	なし
②6	雑損控除	あなたや生計を一にするあなたの親族(総所得金額等が48万円以下)が災害や盗難等にあい損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額 差引損失額(※)－総所得金額の10% 差引損失額のうち災害関連支出額－5万円 ※差引損失額＝損害金額＋災害関連支出額－保険金等で補てんされる金額	証明(領収)
②7	医療費控除	あなたや生計を一にするあなたの親族の医療費(P9表参照)をあなたが支払った場合、次の計算式で求めた金額(限度額200万円) 医療費実質負担額(※)－(10万円または総所得金額等の合計額×5%のいずれか少ない方の金額) ※医療費実質負担額 ＝令和3年中に支払った医療費の合計額－保険金等で補てんされる金額	明細(証明)

表3 配偶者控除及び配偶者特別控除

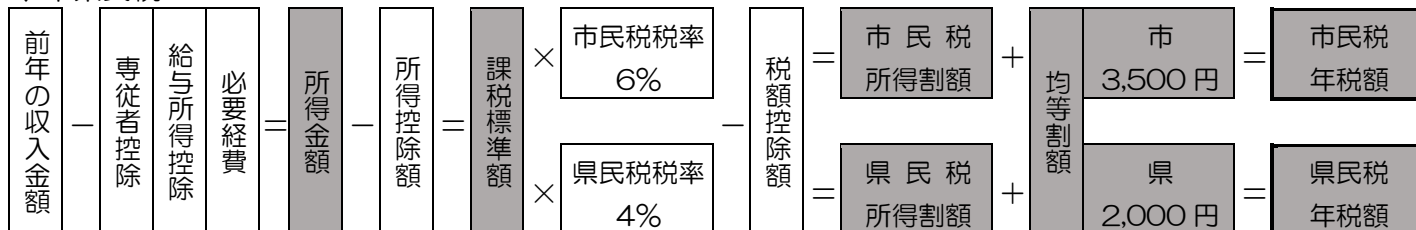
控除の種類	配偶者の合計所得		納税義務者（扶養する人）の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与収入のみの場合対応する収入金額
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	103万円以下
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	103万円超155万円以下
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	155万円超160万円以下
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	160万円超168万円未満
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	168万円以上175万2千円未満
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	175万2千円以上183万2千円未満
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	183万2千円以上190万4千円未満
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	190万4千円以上197万2千円未満
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	197万2千円以上201万6千円未満
	133万円超		0円	0円	0円	201万6千円以上

※納税義務者の合計所得額が900万円を超えると、段階的に控除額が減少し、1,000万円を超えると控除を受けられません。

市県民税・国民健康保険税の税率と計算方法

[令和4年度]

◆市県民税



※平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災からの復興や減災の施策に要する費用の財源確保のため、市・県民税均等割額にそれぞれ500円が含まれます。
 ※平成20年度から引き続き令和4年度まで大切な森林を守り育てていく財源として、県民税均等割額に「佐賀県森林環境税」500円が含まれます。

◇市県民税の非課税要件等

・均等割が非課税になる人

- ①扶養親族がない場合・・・前年中の合計所得金額が38万円以下の人
- ②扶養親族がいる場合・・・次の算式で求めた金額以下の人

$$\underline{(同一年計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) \times 28万円 + 26万8千円}$$

・所得割が非課税になる人

- ①扶養親族がない場合・・・前年中の総所得金額が45万円以下の人
- ②扶養親族がいる場合・・・次の算式で求めた金額以下の人

$$\underline{(同一年計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) \times 35万円 + 42万円}$$

・均等割と所得割が非課税になる人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年、ひとり親、寡婦で合計所得金額が135万円以下の人

※②については、市県民税申告等をして所得控除の適用等を受けた場合のみ該当します。

◆国民健康保険税

※課税標準額 = 前年の所得金額 - 430,000円 [令和3年度参考]

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割額	課税標準額×11.1%	課税標準額×2.1%	課税標準額×2.35%
均等割額	被保険者1人につき 25,200円	被保険者1人につき 4,600円	被保険者1人につき 14,300円
平等割額	1世帯につき 37,100円	1世帯につき 6,800円	1世帯につき 8,600円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の人が対象となります。

※試算もできますので詳しくは税務課窓口へお越しください。

税金に関するQ & A

質問：年金にも税金がかかりますか？

回答：年金にも種類・支給額・年齢等により税金がかかる場合があります。

◆ 年金の種類

① 課税の対象となる年金

公的年金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金、厚生年金、船員保険、農業者年金の老齢年金や通算老齢年金 ・ 国家公務員など各種共済組合法に規定する退職年金 ・ 恩給（一時恩給は退職所得です。） ・ 厚生年金法に規定する退職年金など
個人年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険契約、簡易生命保険契約等から支給される年金

② 非課税となる年金

遺族年金、障害者年金等

※国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者で、どなたの扶養にもなっていない人は軽減措置等の判定のために市県民税申告が必要となる場合があります。

◆ 所得の計算

※公的年金等と個人年金を総称して「雑所得」といいます。

公的年金等	令和3年1月～12月に受給した公的年金等の合計収入を「表2 公的年金等所得金額速算表（P4）」にあてはめて所得を算出します。
個人年金	個人年金収入からその年分の掛金等を差し引いた残額が所得になります。対応する掛金等がない場合は、収入がそのまま所得（雑所得）となります。

◆ 税金の計算

収入が年金のみの人	雑所得から所得控除（P5～6）を差し引き、千円未満を切り捨てた金額に税率（P7）をあてはめて税額を算出してください。
年金収入以外にも収入がある人	雑所得とそれ以外の所得を合算し、上記と同様の計算をしてください。 ※ただし、年末調整を済ませた給与と所得がある人で、年金を含む各種所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税申告は必要です。

質問：生命保険が満期になり保険金を受け取ったが、申告する必要がありますか？

回答：保険金に限らず、損害保険等についての満期保険金等で「一時所得」に該当する場合は申告が必要です。

保険金を受け取った場合、受取の要因（死亡・満期等）や負担者と被保険者、受取人が異なると、課税方法が異なります。

① 一時所得の計算式は

$$\frac{\{ (\text{受取保険金} - \text{支払保険料}) - 50\text{万円} \}}{2}$$

※ 贈与税、相続税は武雄税務署へお尋ねください。（TEL：0954-23-2127）

※ 年金方式で受け取った場合は、その年ごとの雑所得として税金がかかります。

② 申告に必要な書類

- ・ 生命保険契約等の一時金支払調書
- ・ 損害保険金、共済金受取人別支払調書
- ・ 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書 など

負担者	被保険者	受取人	死亡の場合	満期の場合	傷病の場合
Aさん	Aさん	Aさん	相続税	所得税 (一時所得)	非課税
Aさん	Aさん	Bさん	相続税	贈与税	非課税(親族) 所得税(一時所得)
Aさん	Bさん	Aさん	所得税 (一時所得)	所得税 (一時所得)	非課税(親族) 所得税(一時所得)
Aさん	Bさん	Bさん	贈与税	贈与税	非課税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税	贈与税	非課税(親族) 所得税(一時所得)

質問：多額の医療費や介護費等の自己負担額を支払った場合、税金はどうなりますか？

回答：所得税を納めている人は申告により還付を受けられる場合があります。また、所得税の還付がない場合でも、来年度の市県民税が減額される場合があります。

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を10万円（あるいはあなたの所得の5%）以上を負担した場合、次の計算式によって算出した金額を所得控除として差し引くことができます。

※医療費の領収書の提出は不要ですが、5年間自宅で保管する必要があります。

※負担した医療費が還付される制度ではありません。

医療費控除の申告に必要なもの	① 令和3年1月～12月に支払った医療費控除の明細書（領収書の添付不要） おむつ使用証明書（介護保険法に基づく要介護認定の申請をした人は、2年目以降目が主治医意見書の内容を確認した書類等で代用可）
	② 令和3年分の源泉徴収票、銀行等の通帳（還付申告の場合）

< 計算式 > $\boxed{\text{令和3年1月～12月に支払った医療費の総額}} - \boxed{\text{健康保険組合・生命保険等から補てんされた金額}} - \boxed{10\text{万円}(\text{※})} = \boxed{\text{医療費控除額(最高200万円)}}$

※ 令和3年中の所得が200万円未満の人は所得の5%の金額

◆ 保険金などで補てんされる金額とは、次のようなものがあります。

- ① 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院給付金、傷害費用保険金など
- ② 健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額(介護合算)療養費など
- ③ 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

◆ 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○ 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術の対価 ○ 助産師による分べんの介助の対価 ○ 医師等による一定の特定保健指導の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通院費 ・ 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・ 医療用器具の購入や貸借のための費用 ・ 義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)があるもの ○ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的でおこなった整形手術の費用 ○ 健康診断の費用 ○ インフルエンザ予防接種 ○ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○ 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○ 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病予防または健康増進のために供されるものの購入費用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※ 人間ドックなどの健康診断や特定健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引続き治療を受けるとき、または特定健康診断をおこなった医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診断の費用も医療費控除の対象となります。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

適切な健康管理の下で医療用医薬品から市販の医薬品への代替を進めるもので、自発的な健康管理・予防・医療費の適正化を目的としたものです。

1 対象者

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として①～⑤のいずれかを受けている方

- ①健康診査（人間ドック等）
- ②予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
- ③定期健康診断（事業主検診）
- ④特定健康診査（メタボ検診）
- ⑤がん検診



2 計算方法

1月1日から12月31日までの間に購入した特定一般用医薬品等購入費（※）の合計額が1万2千円を超えているときは、その超えた金額（上限8万8千円）を所得から控除します。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

3 特定一般用医薬品等購入費の範囲

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例ですので
従来の医療費控除と併せて受けることはできません

市県民税における寄附金税額控除

詳しくは市税務課へ
お尋ねください。

令和3年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（総所得金額の合計額の30%が限度額）が2,000円を超える場合に、その超える金額の6%を市民税から、4%を県民税から控除されます。※ふるさと納税は、この他に特例控除の適用があります。

対象寄附金	1	都道府県または市(区町村)
	2	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
	3	住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
	4	都道府県または市(区町村)が条例により指定した法人に対する寄附金

ふるさと納税ワンストップ特例申請後の注意点について

地方自治体への寄附について適用される「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、寄附を行った自治体へ特例を受けるための申請書を提出することで、個人住民税の軽減が受けられる制度です。特例の申請により寄附金控除を受けるための確定申告等は不要となりますが、申請後に下記のような事由が発生した場合はすべての特例申請が無効となりますのでご注意ください。

1 所得税の確定申告または個人住民税申告を行った場合

この特例を受けることができる対象者は「確定申告等（個人住民税の申告も含む）を行わない給与所得者」に限られています。年末調整を受けていない方や医療費控除などで確定申告をされる方、確定申告は必要ないが住民税申告が必要な方などはふるさと納税に係る寄附金控除も含めた確定申告等を行ってください。また、ワンストップ特例制度適用後に確定申告を行う場合も忘れずに寄附金控除の申告を行ってください。

2 寄附先自治体の数が5団体を超えた場合

この特例は「寄附先の地方自治体（都道府県・市区町村）が5団体以内」の場合に限られています。6団体以上の地方自治体に寄附をされた場合は、確定申告等により寄附金控除の申告を行っていただく必要があります。なお、同じ地方自治体に複数回寄附をされた場合は1団体と数えます。

武雄税務署からのお知らせ 令和3年分の確定申告について



e-Taxで
申告しよう！

令和3年分の確定申告会場は、令和4年2月7日（月）～3月15日（火）（消費税は3月31日（木）までの間、武雄税務署会議室（武雄市役所庁舎5階）に開設します。

なお、確定申告会場の混雑を回避するため、状況に応じて、早めに受付を終了し後日の来場をお願いする場合がありますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

ご来場に当たって

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

入場整理券は当日会場で配付しますが、LINEアプリでも事前発行ができます。

※入場の際は、日時を記載した入場整理券又は日時を表示したLINE画面の提示をお願いします。

※指定された入場時間内にご来場していただきますようお願いいたします。

入場整理券の配付方法

① 当日会場で配付



当日のみ有効！
入場整理券
●月●日
●:●~●:●

もしくは

② LINEアプリによる事前発行



2～10日先までの
事前発行ができるよ♪

※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

(注) LINEアプリによる
当日分・翌日分の
整理券の事前発行
はできません。

令和元年8月の大雨による災害を受けられた方へ

令和元年分の確定申告において、雑損控除の適用を受けても所得金額から控除しきれなかった金額がある場合には、令和2年分以後3年間繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。

なお、この繰越をするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。

お問い合わせ先

武雄税務署は武雄市役所5階にあります。

e-Taxが便利です！

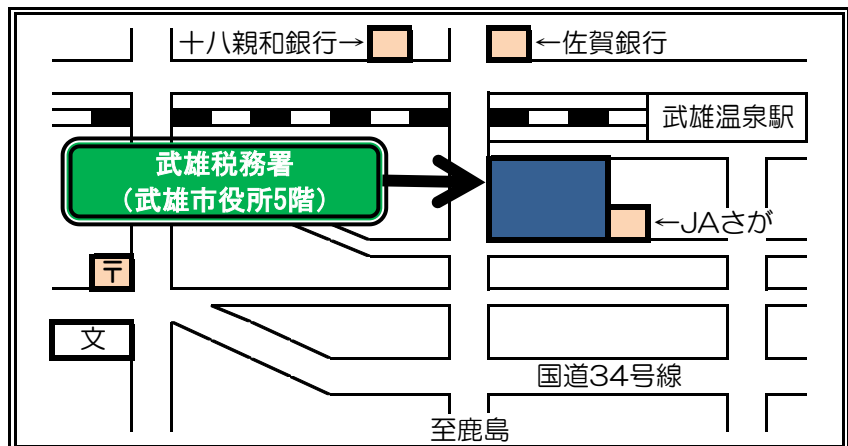
〒843-0022（専用〒843-8686）

武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市役所庁舎5階

電話(代表) 0954-23-2127

※音声案内に従って番号を選択してください



- 還付申告書は1/1から税務署へ提出することができます。
- 青色申告、消費税申告（一般・簡易）が必要な方は税務署での申告をお願いします。
- 昨年中に住宅を取得し住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、必ず確定申告を行ってください。また、必要書類の準備に時間がかかることもありますので、早めの準備をお願いします。

この冊子に関するお問合せ
(市税についてのご質問・ご相談は)

こちらへ

鹿島市 税務課 課税係

0954-63-2118